

はじめにお読みください

入札にあたっての注意事項を記載しています。ご一読ください。

＝全 般

《部局ごとに「入札参加者心得」があります》

以下の埼玉県ホームページ（以下：埼玉県HP）をご確認ください。

- 下水道局：(<http://www.pref.saitama.lg.jp/c1501/zigyousyagesuido/gesui-reiki.html>)
下水道局下水道管理課の「埼玉県下水道局の入札・契約関係例規一覧」の「6 入札執行」

《電子入札システムの操作についての問い合わせ先はこちら》

- 埼玉県電子入札ヘルプデスク（048-830-2263）

＝参加申請

《適正な電子証明書を使用しないと入札が無効になります》

- 旧電子証明書を使った入札は、無効であり、入札参加停止等の措置を受ける可能性があります。
- 「名義人氏名、企業等の商号・名称、企業等の本社住所」が変更になると変更手続きが必要です。
- 詳しくは、埼玉県HP「埼玉県電子入札総合案内トップページ」「利用前の注意事項」「代表者や住所等の変更時は、変更前の電子証明書（ICカード）を利用していないか必ずご確認ください。」「電子入札システムにおける代表者、住所等変更時の取扱いについて（PDF）」をご確認ください。
(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/info.html#daihyo_henkou)
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>)
- 再取得の手続きは埼玉県HP「埼玉県電子入札総合案内トップページ」「入札参加資格申請（工事等）」を参照してください。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>)
- 必要に応じて紙入札方式での参加申請を行ってください。

《紙入札方式参加申請の様式等はこちら》

- 埼玉県HP「入札・契約事務関係例規集」
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>)
 - ・申請様式：「11 電子入札関係の例規集 No.1 埼玉県公共工事等電子入札運用基準」
 - ・具体的流れ：「11 電子入札関係の例規集 No.4 電子入札における紙入札の具体的方法・フロー」
- ※「入札書」及び「入札・見積委任状」等の様式は、上記「全般」で示した部局別「入札参加者心得」の標準様式をご利用ください。

《入札参加者に必要な資格の所在地（公告文１１「所在地」）の考え方》

- 【「本店又は主たる営業所」が埼玉県内にあること】とは、建設業法に規定する「主たる営業所」（通常は本店）が埼玉県にあることです。例えば東京都に本店があり、さいたま市に営業所がある場合は、参加資格がありません。
- 【「本店又は主たる営業所」又は「営業所」が埼玉県内にあること】とは、建設業法に規定する「主たる営業所」（通常は本店）が埼玉県にある。または、入札参加資格者名簿に登録された営業所が埼玉県内にある場合に、参加資格があります。

《資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準》

- 同族企業同士が行った入札は無効となります。
- 詳しくは、埼玉県ＨＰ「入札・契約事務関係例規集（建設工事等）」「３ 一般競争入札」「７ 資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（PDF：1,152KB）」をご確認ください。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>)
- また、併せて埼玉県ＨＰ「入札・契約事務関係例規集（建設工事等）」「３ 一般競争入札」「９ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（PDF：276KB）」もご確認ください。

《配置技術者の恒常的な雇用の徹底等について》

- 建設業法により、主任技術者・監理技術者は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならないとされています。詳しくは、埼玉県ＨＰ[総合トップ＞しごと・産業＞建設業＞公共工事＞実務要覧・例規等＞技術管理例規集]の「技術者専任関係」「おしらせ」埼玉県発注工事における配置技術者の恒常的な雇用の徹底等について.pdf」をご確認ください。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-gijutu-reikisyu.html>)

《事後審査型（ダイレクト）入札の参加申請では資料の添付は不要です》

- 事後審査型（ダイレクト）入札においては、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する際、添付資料は不要です。

= 質 問

《ルールに反した質問をすると入札参加ができなくなります》

- 電子入札システムでの質問の題名欄・質問事項欄、及び質問書（ファイル名、文書等）に、特定の企業名や個人名の記入があった場合、質問にはお答えできません。また、その質問者の入札は無効とします。
- 工事（業務）の内容に関して電話による質問は一切お答えできません。
- 電子入札システムでの質問の題名欄・質問事項欄に直接質問内容を打ちこまず、添付の「02_質問書」に記入し、ファイル形式を変えずに添付してください。

《発注者から重要なお知らせを掲示する場合があります》

- 「質問に対する回答」を利用して、発注者から入札に対する重要なお知らせを行うことがありますので、質問がない場合でも必ずご確認ください。

= 入 札

《入札金額見積内訳書の提出は十分にご注意ください》 入札無効となる可能性があります

- 詳しくは、埼玉県HP「入札・契約事務関係例規集（建設工事等）」「7 入札執行」「2 建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱い」をご確認ください。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>)
- 内訳書は一度添付したら修正ができませんので、入力内容を十分にご確認ください。
 - ・添付する案件に間違いはありませんか？（特に複数の入札に参加する場合など）
 - ・入力した内容に間違いはありませんか？
 - ・入札金額見積内訳書と入札書の額は合っていますか？
- 内訳書のファイル名の括弧内（会社名）を変更し、ファイル形式を変えずに添付してください。